

お客さま各位

休眠預金等のお取り扱いについて

新井信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年（2018年）1月から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）に基き、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成31年（2019年）以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法に基き、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客様の申出により払戻しをさせていただきます。

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であつて、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。

2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する日のうち最も遅い日です。

3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

（1）法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由

（2）休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由

預金種類ごとの認可事由は次頁のとおりです。



預金等の種類	認可を受けた事由
普通預金	注記①、②、③に掲げる事由 ※①は証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く ※②は(a)、(d)、(e)に掲げる事由のみ
後見支援用普通預金	注記①、②に掲げる事由 ※①は証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く ※②は(e)に掲げる事由のみ
貯蓄預金	注記①、②に掲げる事由 ※①は証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く ※②は(a)、(e)に掲げる事由のみ
納税準備預金	注記①、②に掲げる事由 ※①は証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く ※②は(e)に掲げる事由のみ
通知預金	注記①、②に掲げる事由 ※①は繰越を除く ※②は(b)、(e)に掲げる事由のみ
期日指定定期預金	注記①、②に掲げる事由 ※①は繰越を除く ※②は(c)、(e)に掲げる事由のみ
自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期)	注記①、②に掲げる事由 ※①は繰越を除く ※②は(c)、(e)に掲げる事由のみ
自由金利型定期預金 (大口定期預金)	同上
変動金利定期預金	同上
自動継続期日指定定期預金	注記①、②、③に掲げる事由 ※①は繰越を除き、かつ、総合口座における当該預金に係る記帳は繰越記帳のみ ※②は(c)、(d)、(e)に掲げる事由のみ
自動継続自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期)	同上
自動継続自由金利型預金 (大口定期預金)	同上
自動継続変動金利預金	同上
積立定期預金	注記①、②に掲げる事由 ※①は繰越を除く ※②は、(e)に掲げる事由のみ
定期積金	注記①、②に掲げる事由 ※①は、記帳及び繰越を除く ※②は、(e)に掲げる事由のみ

注記

①預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行（再発行含む）、記帳（記帳する取引がない場合は除く）若しくは繰越。

②預金者等の申出による次に掲げる契約内容の変更。

- (a) キャッシュカードの再発行
- (b) 解約予定日の設定・変更
- (c) 方式変更（通帳式から証書式または、証書式から通帳式への変更）
- (d) 総合口座への組入・組入解除（平成31年3月1日以降のものに限ります）
- (e) 下記に掲げる注意コードの設定・解除

注意コードの種類	対象となる預金等の種類
通帳紛失及び盗難	普通預金、後見支援用普通預金、貯蓄預金、納税準備金、通知預金、通帳式定期預金の全種類、積立定期預金
証書紛失及び盗難	通知預金、証書式定期預金の全種類、定期積金
印鑑紛失及び盗難	全預金
カード紛失及び盗難	普通預金、貯蓄預金

③総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、上記（1）法定の異動事由及び①～②に掲げる事由の全部又は一部が生じたこと。

以上